

自動車事故費用共済制度 ご加入のおすすめ!!

交通事故による死亡・重軽傷者は県下だけでも毎日150人ほど発生しており、いつ私達が当事者になってもおかしくない状況にあります。人身事故を起こしますと、自動車保険ではカバーしきれない、思わぬ大きな出費を強いられることが少なくありません。そのようなときの心強い備えとして小さな掛金で大変お役に立つのが、この自動車事故費用共済です。

■制度の特色

- * 共済金はすべてご契約者にお支払いします。
- * 他にご加入の保険や共済に関係なくお支払いします。
- * 共済期間1年の自動更新契約です。(月払口座振替)



■補償の内容

事故の死傷者が ⇒	契約者側 の場合	相手側 の場合
死亡事故共済金 (180日以内に死亡のとき)	300万円	臨時費用として 30万円 お支払い、かつ 300万円を限度に負担実費をお支払い
後遺障害事故共済金 (180日以内に生じたとき)	12万円～300万円	12万円～300万円を限度に 負担実費をお支払い
入通院共済金 (1日18,000円限度)	1人1日 入院 4,500円 通院 2,250円 通算300万円又は365日限度	臨時費用として 3万円 お支払い、かつ 左記金額を限度に負担実費をお支払い 相手側が3日以上入通院したとき
対物共済金		30,000円 (共済期間内1回限度) 契約者に2万円以上の損害負担が生じたとき

※ 支払要件等の詳細はパンフレット、約款でご確認ください。

■車種別掛金 (1台につき)

- 普通自動車 月々 1,000 円
- 軽自動車 月々 550 円
- 貨物自動車 月々 (2t以下) 1,450 円 (2t超) 1,750 円



《取扱代理所》

日進市商工会

TEL 0561-73-8000 FAX 0561-73-8003

《元受共済団体》

愛知県商工共済協同組合 (愛知火災共済協同組合)

TEL 052-251-6281 FAX 052-251-7273 担当 秋山